

令和6年度 読谷村
公私連携幼保連携型認定こども園
公私連携法人募集要項
(読谷村立喜名幼稚園)

令和6年8月13日
読谷村 健康福祉部 こども未来課

目 次

1	募集の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
2	移行対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
3	運営・整備要件等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
4	応募資格等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
5	応募の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
6	審査及び公私連携法人候補者の順位の決定・・・・・・・・・・	P 8
7	協定の締結及び公私連携法人の指定に係る手続き・・・・・・・・	P 9
8	スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 10
9	その他留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 10

(別紙一式)

- 別紙第1号 読谷村公私連携幼保連携型認定こども園運営条件（読谷村立喜名幼稚園）
別紙第2号 申請書類等一式
別紙第3号 第二次審査評価基準等
別紙第4号 スケジュール（予定）

注意事項（必ずお読みください）

- 1 応募者は、本要項を熟読の上、各期日までに所定の手続きを行ってください。
- 2 本事業の実施にあたっては、必要に応じて例規等改正、予算措置及び公有財産の貸付等に係る村議会の議決等を要する可能性があります。手続きの状況によっては、事業実施時期の変更等の可能性がありますので、あらかじめご了承ください。なお、その場合であっても、本件に関し、応募者が支出した費用等について、村は一切の補償の義務を負いません。

1 募集の趣旨

本村では、待機児童の解消、幼稚園での保育ニーズ対応、また、連続した保育実施体制を確保することを目的とし、令和5年8月に「認定こども園移行を踏まえた教育・保育施設の再編計画（以下「移行計画」という。）」を策定しました。

移行計画では、公立幼稚園1園、公立保育所1カ所は受け入れ枠等の拡充を行い継続運営とし、公立分園型認定こども園を1カ所、残りの公立幼稚園3園は0から5歳児を受入ることのできる公私連携幼保連携型認定こども園へ移行することとしています。

そのような中、喜名幼稚園を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第34条第1項」に規定する公私連携幼保連携型認定こども園（以下「公私連携認定こども園」という。）へ移行に伴い、村及び地域と連携し、継続的かつ安定的に設置・運営を行うことができる事業者（以下「公私連携法人」という。）を募集します。

「公私連携幼保連携型認定こども園」とは

認定こども園法第34条第1項に規定する幼保連携型認定こども園の運営形態の一つであり、村が、継続的かつ安定的に施設運営を行うことができる事業者を選定し、あらかじめ事業者と協定を締結した上で、当該事業者を公私連携法人として指定し、必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力等を行い、村との連携の下、教育及び保育等を行う施設のこと。

2 移行対象施設

名称 読谷村立喜名幼稚園（以下「喜名幼稚園」という。）

所在 沖縄県中頭郡読谷村字喜名松川原401

（参考情報）令和6年5月1日現在

建築年度	昭和51年3月（昭和56年度増築）		
主体構造	鉄筋コンクリート造 1階建		
用地面積	約2,000㎡ ^{（注意1）}		
建物延床面積	約566㎡ ^{（注意2）}		
保育室・遊戯室	保育室3室、遊戯室		
利用園児数	5歳児	2クラス	41名（うち預かり保育37名）
留意			

（注意1）航空写真により現況地積を概算で測量した面積であり、実際の面積と一致しないことに留意すること。実際に貸与する用地面積は、村が実施する分筆測量後に確定する。

（注意2）施設台帳による。

3 運営・整備要件等

（1）基本事項

令和8年4月1日から喜名幼稚園を公私連携法人へ移行します。移行に伴い、既存園

舎の解体は村が行い、当該敷地内に0から5歳児を対象とした公私連携認定こども園の整備を公私連携法人が行います。新園舎が整備されるまでの間においては、村が指定する仮設園舎において公私連携法人が運営します。

(2) 整備要件

① 整備予定地

新園舎の整備予定地（用地）については、原則、既存園舎の敷地内とし、定期借地等の手続きを行った上で、公私連携法人の負担において当該土地に新園舎を整備するものとします。

② 新園舎における利用定員（想定）

年齢区分	クラス数	1号認定	2号認定	3号認定	合計
5歳児	2	14	26		40
4歳児	1	7	13		20
3歳児	1	3	12		15
2歳児				12	12
1歳児				10	10
0歳児				6	6
合計	4	24	51	28	103

※最終的な利用定員は、入園希望者数や待機児童数等を勘案し、村と調整の上、決定します。

③ 必置機能

新園舎には、以下の諸室・機能等を設けることとします。ただし、最終的な建築計画は、村と調整の上、決定します。

- ア 園舎（教育・保育の充実を図ることのできる諸室・機能等の整備に留意すること）
- イ 園庭（多様な学びを保障できる整備に留意すること）
- ウ 送迎用駐車場（安全・安心な送迎環境の確保に留意すること）
- エ その他（子育て支援機能や保育者の職場環境の充実に資する設備等の確保に留意すること）

④ 整備計画

公私連携法人は、令和10年4月1日までに新園舎を活用した運営が開始できるよう、適切な整備計画を作成すること。

⑤ 既存園舎の解体

既存園舎の解体については、村が実施します。

⑥ 公私連携法人は、新園舎の整備に当たり、認定こども園法、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）、沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年沖縄県条例第49号）並びに建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）及びその他関係法規等に定められ

た基準を満たす施設を整備すること。

(3) 新園舎整備等に係る費用負担（補助金等）

- ① 新園舎の整備については、就学前教育・保育施設整備交付金の活用を前提とし、就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（令和5年8月22日こ成事第466号）及び読谷村就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（案）に基づき交付するものとする。
- ② 新園舎の整備に要する経費のうち、①に示す交付要綱等に基づき、補助対象経費に係る以下の負担割合に応じた額を交付するものとする。ただし、交付基準額を上限額とし、上限額を上回る部分の経費については、全額法人負担とする。
【負担割合】国3／4、村1／8、法人1／8
- ③ ②に示す負担割合を含め、交付要綱等の改正や関係機関協議の結果によっては、補助の内容に変更が生じる可能性があることに留意すること。
- ④ 新園舎の整備に係る工事等の実施に伴い、学校施設、整備予定地、周辺環境において既設の施設・設備・立木等の移設や撤去又は新設等の必要が生じた場合、関係機関、村及び公私連携法人が協議の上、対応を決定するものとする。なお、当該対応に係る費用については原則、公私連携法人の負担とするが、必要に応じて村と協議の上、費用負担の調整を行うものとする。

(4) 整備計画等に関する留意

- ① 公私連携法人は、小学校施設の管理運営に支障がないよう、新園舎の配置に配慮すること。
- ② 公私連携法人は、新園舎の整備に係る工事等の実施に当たっては、騒音、振動、粉じん、工事車両の往来等に係る安全管理に十分留意するとともに、児童等の登下校環境に関し関係者と綿密な協議を行い、適切な安全対策を講じること。また、工事計画の内容についても近隣住民や地域等に対し丁寧な説明を行い、理解と協力を得ながら進捗させ、工事期間中や開園後も良好な関係を構築するよう努めること。
- ③ 公私連携法人は、新園舎の整備に係る設計、建設等の工事の実施に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）の定める入札手続き等の遵守により、費用対効果の最大化を図るとともに、必要に応じて村の指示を受けること。
- ④ 本件に係る工事事業者等については、事業者の育成及び地域経済の活性化の観点から、村内事業者の優先活用に配慮すること。

(5) 職員の継続雇用への配慮

公私連携法人は、喜名幼稚園に勤務する職員に対し、処遇等に関する説明会を開催すること。なお、当該職員が希望する場合は、移行する公私連携認定こども園（以下「移行園」という。）の正規職員として積極的に雇い入れを行うこと。

(6) その他の条件等

別紙第1号「読谷村公私連携幼保連携型認定こども園運営条件(読谷村立喜名幼稚園)」のとおり。

4 応募資格等

(1) 応募資格

応募することができる事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- ① 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人又は社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人(設立予定の場合含む※)で、本村にて幼稚園、認可保育園又は小規模保育事業所のいずれかを運営している法人。

※社会福祉法人設立予定者は、「(仮称)社会福祉法人〇〇会〇〇こども園」等と記載し、選定された場合は、速やかに法人設立認可を受けること。また、指定された期日までに法人設立できない場合は、選定結果を取り消すものとする。

- ② 過去3年以内に実施された所轄庁による指導監査等において、文書指摘、勧告及び命令(以下「文書指摘等」という。)を受けていないこと。ただし、文書指摘等を受けていた場合であっても、適正な改善報告がされている場合は、文書指摘等を受けていない場合と同様の取扱いとする。
- ③ 幼保連携型認定こども園の年間事業費(移行後に見込まれる公定価格分)の12分の1以上に相当する資金を普通預金等により保有していること。
- ④ 事業者に係る国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑤ 「3 運営・整備要件等」を遵守できること。
- ⑥ その他本要項に定める条件等を満たしていること。

(2) 欠格事由

応募をした事業者(以下「応募者」という。)が、次のいずれかに該当する場合は、審査対象から除外し、又は失格とする。

- ① 本要項に定める応募資格や条件等に反する内容で応募した場合
- ② 本件に関し、自己に有利な取扱いを求める働きかけを行うなど、特定の目的をもって選考委員等に直接又は間接を問わず接触した場合
- ③ 応募書類等に虚偽の記載があった場合
- ④ 応募書類等の提出期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ⑤ 応募書類等の提出後に、「4 (1) 応募資格」の要件を満たさなくなった場合
- ⑥ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法(平成26年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立てがなされている場合
- ⑦ 法人の代表者又は事業者に従事する者が、読谷村暴力団排除条例(平成23年9月26日条例第9号)第2条に規定する暴力団、暴力団員及びこれらと密接な関係

を有する者（以下「暴力団等」という。）である場合

- ⑧ 法人の代表者又は事業に従事する者が、禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者がいる場合
- ⑨ その他不正な行為があった場合

5 応募の手続き

（１）募集要項等の配布・公表

- ① 配布期間 令和６年８月１３日（火）から令和６年９月２７日（金）まで
- ② 配布場所 読谷村役場健康福祉部こども未来課（庁舎１階）
（村ホームページからもダウンロードできます。）

（２）募集要項等に関する質問の受付

- ① 受付期間 令和６年８月１３日（火）から令和６年８月２３日（金）まで
- ② 提出方法 メール（info-hoiku@yomitan.jp）にて「質問票（様式１）」を提出すること。
- ③ 注意事項 件名を「公私連携法人募集要項等に関する質問」とすること。

（３）質問に対する回答

- ① 回答日時 令和６年８月３０日（金）以降
- ② 回答方法 質問と回答を一覧とし、村ホームページに掲載します。
（回答については、質問者が特定できないよう加工をして公表します。）

（４）応募書類

申請書一式

- ① 提出期限 令和６年８月１３日（火）から令和６年９月２７日（金）まで
- ② 受付時間 平日９時００分から１７時００分まで
（１２時００分から１３時００分、土日・祝祭日を除く。）
- ③ 提出書類 別紙第２号「申請書類等一式」のとおり。
- ④ 提出方法 読谷村役場健康福祉部こども未来課（庁舎１階）に持参。

（５）留意事項

- ① 提出された応募書類の不足・不備等について、村から指摘することはありません。提出前に必要書類、部数等について確認するように徹底してください。
- ② 提出された応募書類については、明らかな誤りや軽微な修正以外は差替え等を認めません。
- ③ 提出された応募書類の内容に関して、事務局において確認が必要と判断した場合、その内容について聞き取りや追加資料の提出を求めることがあります。
- ④ 応募書類の提出後、やむを得ず参加を辞退することとなった場合は、事務局に連

絡の上、速やかに所定の書類を届け出ること。

- ⑤ 提出された応募書類に関する情報公開は、読谷村情報公開条例等に基づき取り扱います。

6 審査及び公私連携法人の順位の決定

(1) 審査要領

- ① 審査にあたっては、読谷村特定教育・保育施設等設置事業者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置し、第一次審査（書類審査）及び第二次審査（プレゼンテーション審査）による公平かつ客観的な審査を行い、最も優れた提案を行った応募者を公私連携法人候補者（以下「候補者」という。）として特定するとともに、第2順位の候補者も併せて選考します。
- ② 応募者がいない場合又は審査の結果により最低基準点に達する応募者がいない場合等、本件の趣旨を達成できないと判断した場合は、候補者の特定を行わない場合があります。

(2) 第一次審査（書類審査）

- ① すべての応募者について、応募要件等の適否を審査します。
- ② 審査の結果、要件を具備している応募者に対しては、その旨及び第二次審査に関する事務連絡を、要件を具備していない応募者に対しては、その旨及び第二次審査に付さない旨をそれぞれ通知します。

(3) 第二次審査

第一次審査を通過した応募者に対しては、次のとおり、第二次審査を実施します。

① プレゼンテーション審査（企画提案審査）

ア 実施日時は令和6年10月中旬以降を予定しています。

（詳細な日時及び会場等については、第一次審査の結果通知とともに案内します。）

イ 審査時間は、プレゼンテーション25分以内、質疑応答20分以内を予定しています。なお、応募者の数によっては、審査時間を変更することがあります。

ウ プレゼンテーション審査への参加人数は3名以内とし、本事業に携わる責任者（法人の代表者や施設長予定者等）は必ず出席すること。

エ プレゼンテーションは企画提案書の内容に沿って説明を行うこととし、説明用に新たな資料を追加提出することは認めません。

(4) 第二次審査における評価基準等

別紙第3号「第二次審査評価基準等」のとおり。

(5) 審査結果及び候補者の決定

- ① 委員会における審査結果を踏まえ、村において候補者の順位を決定します。ただ

し、最低基準点に達する応募者がいない場合は、候補者の特定を行わないものとします。

- ② 候補者の決定に関しては、順位決定後速やかに、審査結果とともに各応募者に対し、書面により通知するとともに、村ホームページにて第1順位の候補者名のみを公表します。

7 協定の締結及び公私連携法人の指定に係る手続き

(1) 仮協定の締結

- ① 村は、第1順位の候補者と移行に関する必要な事項について協議し、協議成立後、候補者と仮協定を締結することにより、当該候補者を公私連携法人予定者（以下「予定者」という。）とすることとします。
- ② ①の協議が成立しない場合又は第1順位の候補者が辞退した場合、村は、第2順位の候補者と協議し、協議成立後、仮協定を締結した上で、当該候補者を予定者とすることができます。

(2) 協定の締結

- ① 村は、認定こども園法第34条第2項に定める事項及びその他必要な事項に関して、村議会の議決等必要な手続きを経た後に、予定者と協定を締結するものとします。
- ② 協定の有効期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。
- ③ 協定の有効期間の更新については、村と公私連携法人が協議の上、決定するものとします。

(3) 公私連携法人の指定

協定の締結後、村は、当該予定者を認定こども園法第34条第1項に規定する公私連携法人として指定するものとします。

(4) 協定に定める事項（認定こども園法第34条第2項抜粋）

- ① 協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園の名称及び所在地
- ② 公私連携幼保連携型認定こども園における教育及び保育等に関する基本的事項
- ③ 市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- ④ 協定の有効期間
- ⑤ 協定に違反した場合の措置
- ⑥ その他公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項

(5) 公私連携法人の指定を行わない場合等の補償

協定の締結に関し、必要となる村議会の議決等が得られない場合や予定者の責により村が公私連携法人の指定を行わない場合等にあつては、予定者が本件のために支出

した費用等について、村は一切の補償の義務を負わないこととする。

8 スケジュール

別紙第4号「スケジュール（予定）」のとおり。

9 その他留意事項

- (1) 「読谷村子ども・子育て支援事業計画」、「読谷村教育振興基本計画」、「読谷村教育・保育指針」など、村の教育・子育て施策を十分に理解した上で応募すること。
- (2) 応募書類等の提出等に係る費用は、全て応募者の負担とします。
- (3) 提出された応募書類等は、本件以外の目的には使用しません。また、理由の如何に問わず返却しません。なお、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとします。
- (4) 予定者は、保護者、地域住民等に対し、説明会を開催するなど、良好な信頼関係の構築に向け、誠実に対応し、理解を得られるよう努めること。
- (5) 予定者は、移行園の設置にあたって必要な手続きを適宜、進めること。
- (6) 予定者は、本事業の実施を理由に、現に運営している教育・保育施設等を休止又は廃止しないこと。
- (7) 本要項の応募条件やスケジュール等については、各種手続きの進捗状況等により変更となる場合があります。その場合、変更の都度、情報提供を行います。
- (8) 応募者がいない場合等により候補者の特定に至らなかった場合は、本要項を再整理し、改めて募集を行うものとします。
- (9) 本件に係る審査結果に対する異議申し立てや審査内容等に関する問い合わせは受け付けません。
- (10) 本要項の用語等は、村の解釈によるものとします。
- (11) 本要項に定めるもののほか必要な事項は、村が別に定めます。